

魚津市告示第59号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定納付受託者の氏名及び住所
株式会社NTTデータ 代表者 鈴木 正範
東京都江東区豊洲3-3-3
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
税務課に係る証明書等の交付手数料
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させる方法
デジタル庁が提供する政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付